

## 新むつ小川原開発基本計画に係る環境影響評価についての指針

### 第 1 本指針の策定について

#### 1 新むつ小川原開発基本計画について

青森県（以下「県」という。）は、「むつ小川原開発第 1 次基本計画」（昭和 47 年決定）及び「むつ小川原開発第 2 次基本計画」（昭和 50 年決定、昭和 60 年修正。以下「第 2 次基本計画」という。）を策定し、むつ小川原地域の総合開発を推進してきた。国としても、関係省庁からなる「むつ小川原総合開発会議」の申し合わせ及び閣議口頭了解において、これらの基本計画を斟酌しつつ、所要の措置を執ることとした。

むつ小川原開発は、これらの基本計画に基づき、用地取得や港湾整備等の基盤整備事業が進められてきたが、当初想定していた大規模な工業基地の形成は経済社会情勢の変化等により実現していない。

このような現状を踏まえ、県は、第 2 次基本計画を見直し、新むつ小川原開発基本計画（以下「新計画」という。）の素案（以下「新計画素案」という。）を取りまとめた。

#### 2 本指針の策定について

新計画素案のような地域の総合開発計画は、環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）や県の環境影響評価条例（平成 11 年 12 月青森県条例第 56 号）の対象ではないが、むつ小川原地域の環境保全に責任を有する県としては、新計画策定に当たって環境配慮を徹底するため、環境影響評価を実施することとしている。

今般、県が、環境省に対し、新計画素案に係る環境影響評価の実施に当たっての基本的な考え方及び留意点についての見解を求めてきたところであり、環境省としては、新計画策定に際して環境影響評価を行う姿勢を評価するとともに、県の要請に対し、当省の見解を指針として取りまとめた。

なお、第 2 次基本計画の策定の際においても、環境庁が指針を示し、これを踏まえた環境影響評価が実施されている。

### 第 2 新計画素案に係る環境影響評価について

#### 1 新計画素案の内容及び策定に当たっての前提

県が作成した新計画素案は、むつ小川原地域 15 市町村（平成 16 年度末には 13 市町村となる予定。以下同じ。）を対象とし、開発に当たって進むべき方向を明らかにするとともに、関係機関の緊密な連携、協力体制の下に取り組むべき 2020 年代までの基本的指針

を取りまとめたものである。

新計画素案は、個々の開発事業計画の上位に位置づけられる地域開発計画であり、開発の意義、開発の基本方向、開発の展開、住環境整備、基盤整備、環境保全及び地域振興について、むつ小川原開発地区の開発及びむつ小川原開発の展開に関連した港湾、道路、空港等の基盤整備に当たって進むべき方向を示すとともに、その開発に当たって必要な事業を記載しているが、個々の事業の諸元や立地場所には、今後新計画が具体化していく段階において検討され、具体化されていくものも含まれている。

また、新計画は、第2次基本計画を見直して策定されるものであるが、当初想定した大規模な工業基地の形成は実現されず、造成済又は未造成のまま利用されていない土地もある一方で、むつ小川原港や道路等の基盤も整備され、むつ小川原国家石油備蓄基地、原子燃料サイクル施設等の立地が進み、現在既に稼動している状況にある。また、尾駈沼沿いにも研究所、工場、社宅等が整備され、最近では、日本最大規模の風力発電施設の運転開始や液晶関連企業の立地も見られる。

新計画素案の環境影響評価では、個々の事業の詳細は決まっていないという新計画の特性、既存の施設、進行中の事業を考慮する必要がある。

## 2 新計画素案に関する環境影響評価の基本的考え方

新計画の内容及び策定に当たっての前提を考慮しつつ、現段階において新計画素案に関する環境影響評価を行う場合の基本的な考え方を取りまとめると、次のとおりである。

### (1) 環境影響評価の目的

今回実施する環境影響評価は、開発の基本的指針を定める地域開発計画を対象とし、個々の事業の詳細が固まっていない段階のものである。このため、個々の事業の環境影響について詳細に調査、予測及び評価するというよりも、むしろ、新計画素案が地域全体に及ぼす環境影響についての検討を行うとともに、このような検討を行った上で、その結果を、新計画の内容に反映させ、個々の事業の具体化に際しても活かしていくことにより、事業の実施段階での環境影響評価では十分に対応しきれない、計画段階での柔軟な検討を行っていくことが重要である。

### (2) 環境影響評価の対象

新計画素案は、むつ小川原地域 15 市町村を対象とし、むつ小川原開発地区の開発及びむつ小川原開発の展開に関連した港湾、道路、空港等の基盤の整備に当たって進むべき方向を示すとともに、その開発に当たって必要な事業を記載している。環境影響評価の対象とする範囲は、新計画素案全体であり、新計画素案の実施に伴うむつ小川原開発地区での事業や基盤整備事業を含め、環境影響評価を実施することが必要である。

その際には、新計画素案に基づく事業は順次実施に移され、事業の実施に伴い環境への影響が積み重なり、影響が蓄積及び拡大していくことから、それらについての複合的及び累積的な環境影響が評価されることが重要である。

なお、既に、より詳細な事業レベルの環境影響評価が行われた、又は現在行われている下北半島縦貫道路の新設等の事業については、その内容を踏まえて新計画素案に関する環境影響評価を実施することが適当である。

### (3) 調査、予測及び評価の考え方

#### 調査

地域の環境の現状及び環境負荷の状況を明らかにするに当たっては、むつ小川原国家石油備蓄基地等の供用中、操業中及び進行中の施設及び事業による環境負荷の現状、これまでの変化の状況等の環境影響を把握する必要がある。

#### 予測及び評価の対象

予測及び評価の対象は、新計画素案に基づく事業における土地及び工作物の存在、当該土地及び工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動並びに同素案において想定する土地利用の計画とする。それらの予測及び評価に当たっては、新計画が実現した場合における土地及び工作物の存在並びに当該土地及び工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動の内容を具体的に想定するとともに、想定される土地利用の推進等の影響及び効果を検討することが適切と考えられる。

工事に伴う環境影響等個々の事業の実施段階で具体的な環境影響要因が明らかになるものについては、その環境影響の予測及び評価は、事業実施段階で検討することが適当である。

#### 予測及び評価の時期

新計画素案は、2020年代までを目標とした長期的なものとなっており、それまでの間に新計画に位置づけられる個々の事業が順次実施されることとなる。このように計画期間が長期間にわたることから、新計画素案に基づく事業の実施に伴う環境影響の予測及び評価は、新計画素案の目標年度である2020年代及び中間段階の適切な時期について行うことが必要である。

#### 評価

むつ小川原地域15市町村を対象とする広範な地域の開発計画に対する環境影響評価として、新計画素案に基づく様々な事業の複合的及び累積的な影響並びに同計画素案において想定する土地利用の推進等の影響及び効果を含めた全体的な環境影響

を評価することが必要である。

評価に当たっては、むつ小川原国家石油備蓄基地等の供用中、操業中及び進行中の施設及び事業を前提としつつ、新計画素案全体の環境影響を検討した上で、新計画素案についての環境の保全のための措置を検討することが必要である。

また、今回実施しようとする環境影響評価は、個々の事業の詳細が固まっていない段階のものであることから、新計画素案の内容の再検討を含む幅広い対策を対象として、複数の案を比較検討すること等の方法により、環境影響の回避・低減が図られるか否かを十分検討した上で、評価すること。なお、評価に当たっては、当該評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにすること。

#### (4) 評価結果の反映

環境影響評価の実施によって明らかにされた、環境面からの評価結果並びに新計画素案に基づく事業の実施及び土地利用の推進等を行う上での環境面からの制約要因等を、新計画の策定及び実施に当たって適切に反映させる必要がある。

このため、保全すべき区域等の環境の保全のための措置を明らかにして新計画に位置付けるとともに、新計画に基づく事業の実施に当たって配慮すべき事項を、土地及び工作物の存在及び供用のみならず工事による環境影響も含めて環境配慮指針として取りまとめる等柔軟に対応する必要がある。

なお、環境配慮指針には、地域全体の環境保全の観点から、必要に応じて供用中、操業中及び進行中の施設及び事業に係る配慮事項についても検討する必要がある。

#### (5) 環境影響評価の手続

環境影響評価手続の設計は、原則として、環境面からの評価文書の作成、公衆の関与、環境担当部局の審査等、従来の環境影響評価で用いられている手続を参考としつつ、本指針の趣旨を満たすようなものとする必要がある。

環境影響評価手続の設計段階から、評価結果の意思決定への反映、事後のフォローアップに至るまでの環境影響評価の実施に当たっては、県の環境保全担当部局及び計画策定担当部局間で緊密な連携を図ることが必要である。

### 3 新計画素案に係る環境影響評価の手続に係る留意点

県が、基本的考え方を踏まえつつ、環境影響評価手続を設計するに当たっては、特に、次の点に留意を払われたい。

#### (1) 評価主体

新計画素案について最も知見を有し、各方面からの情報を収集できる計画決定者としての県が、十分な情報公開と第三者の関与の下に、環境影響評価を実施し、その結

果を新計画に反映すること。

## (2) 手続の流れ

環境影響評価の手続は、どのような方針で環境影響評価を進めていくかを明らかにするためのスコーピングの実施並びにその結果の公表及び公衆関与の実施、調査、予測及び評価の実施、報告書案の公表及び公衆関与の実施並びに公衆からの意見を踏まえて修正した報告書の作成及び公表の手順を進めること。

特に、計画段階での環境影響評価であることから、スコーピング段階では、新計画素案の目的や制約条件を明確化し、環境影響評価の検討範囲を明らかにする等、その特殊性を踏まえたものとするのが望まれる。また、新計画の策定後の個々の事業の実施段階で検討される諸活動の内容の詳細が明らかになった段階で初めて検討可能となる項目があること、一定の活動を想定した上で環境影響を調査、予測及び評価する項目があること等から、スコーピングを通じ計画段階での環境影響評価として調査、予測及び評価すべき項目並びにそれに応じた手法について検討を行う等、スコーピングに当たって慎重な検討が必要である。

## (3) 公衆の関与

十分な環境情報を収集し、環境への配慮を適切に行うために、スコーピングや報告書案について、住民、専門家等の公衆の広範な関与を得られる仕組みとすること。

当該地域の環境の状況に関する情報のみならず、青森県民が思い描く環境の将来像を始めとして幅広い情報が収集できるよう、わかりやすい文書の作成、文書での対応に加えて IT を活用した縦覧と意見の受付、説明会の実施等、積極的に意見を聴取する工夫を行うことが望ましい。

## (4) 環境の保全に責任を有する部局との連携

環境影響評価の実施に当たっては、県や関係市町村の環境担当部局と緊密な連携を図ること。特に、スコーピング、報告書案の作成、報告書の作成といった節目では、十分その意見を聴いてそれぞれに反映することが望ましい。また、審査会等を設け、専門家の意見を聴くことが望ましい。

## (5) 国の意見

新計画は、これまでと同様に、県が決定した後、むつ小川原総合開発会議（関係府省庁会議）での国として措置すべき事項についての申し合わせ、及び申し合わせに基づく閣議口頭了解がなされることが想定されていることから、国（環境大臣）に対し、報告書に関する環境保全の観点からの意見を求めることが望ましい。当該意見については、報告書に反映されることが望ましい。

(6) フォローアップ等

新計画策定後の環境の状況については、本環境影響評価において予測等を行った項目について調査を実施し、当該調査により得られた結果と本環境影響評価における予測の結果を比較し、必要に応じ、環境の保全のための措置又は環境配慮指針を見直すこと。

また、新計画に位置付けがない、大規模な事業が新たに計画及び実施される場合にあっては、地域全体の環境保全の観点から、本環境影響評価の結果を踏まえつつ、環境の保全についての適切な配慮がなされるようにすること。

さらに、2(3)に基づき定められる「中間段階の適切な時期」において、既に明らかとなっている新計画の内容に基づき、再度予測を行い、当該予測により得られた結果と本環境影響評価における予測の結果を比較するとともに、その比較の結果を公表した上で、必要に応じ、環境の保全のための措置又は環境配慮指針を見直すこと。

個々の事業の実施に当たっては、本環境影響評価の結果を踏まえ、環境保全に十分配慮がなされるよう必要な措置を講じること。

環境配慮指針の実施のための組織体制を明確にし、環境配慮指針の適切な実施を図ること。

個別の事業が環境影響評価法や青森県環境影響評価条例の対象である場合は、これらに基づく環境影響評価を行う際に、本環境影響評価の結果を踏まえること。

むつ小川原港に係る港湾計画の改定が行われる際には、本環境影響評価の結果を踏まえつつ、必要な措置を講ずること。